

非常災害時の防災に関する措置について

(1) 伊丹市に「警報」が発令された場合

① 生徒の登校以前に、伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令中の場合

ア) 午前7時現在、テレビ等の気象情報により伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合、生徒を自宅待機させ、午前9時までに警報が解除された場合は、安全に配慮しながら登校させてください。

イ) 午前9時以降においても、伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合は、臨時休業となりますので、外出を控えさせていただきます。

② 生徒の登校後に、伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令された場合

気象情報に留意し、教育活動を停止せざるを得ないと判断した際には、生徒の通学距離・時間・通学路の状況等を十分勘案して安全確保に努め、下校させたり、学校に待機させたりするなど適切な措置をとらせていただきます。

なお、下校させる場合、教職員が通学路等の安全確認を行います。必要に応じて保護者の方にご協力をお願いする場合がありますので、ご了承願います。

(2) 伊丹市にいずれかの「危険警報」もしくは「特別警報」が発令された場合

① 生徒の登校以前に、発令の場合

午前7時現在、発令されている場合、臨時休業となります。

② 生徒の登校後に、発令の場合

学校待機とし、「危険警報」もしくは「特別警報」解除後は、教育委員会事務局学校教育課と協議の上、状況に応じた安全措置をとらせていただきます。

(3) 地震発生の場合

① 生徒の登校以前に、伊丹市に震度5弱以上の地震が発生した場合は臨時休業となります。

なお、震度5弱未満の地震の場合は通学路の安全を十分に確認の上、登校させてください。

② 生徒の在校中に地震が発生した場合は、生徒を安全な場所に避難させるとともに、通学路の安全、校区内の被害状況等を点検し、下校させたり、学校に待機させたりするなど適切な措置をとらせていただきます。

その際、必要に応じて保護者の方にご協力をお願いする場合がありますので、ご了承願います。